

寝屋川市と北大阪商工会議所と枚方信用金庫との 地域産業の振興等に係る連携に関する協定書

寝屋川市（以下「甲」という）、北大阪商工会議所（以下「乙」という。）及び枚方信用金庫（以下「丙」という。）は、長引くコロナ禍により疲弊した地域経済の早期回復を図るとともに、2025年大阪・関西万博の開催を契機とした、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙のそれぞれが持つ情報やノウハウを共有し、相互連携と協力のもとに中小企業及び個人事業主（以下「中小企業等」という。）に対する支援を充実させ、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、中小企業等に係る次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し、支援するものとする。

- (1) 起業・創業に関すること。
- (2) 経営等各種相談支援に関すること。
- (3) 事業承継に関するマッチング等に関すること。
- (4) 企業誘致に関すること。
- (5) 人材確保・育成に関すること。
- (6) 産業に関する情報の共有と発信。
- (7) DXの取組、販路拡大及び受発注に関すること。
- (8) 商店街の活性化に関すること。
- (9) その他、前条の目的を達成するために必要と認めること。

（連携協力窓口の設置）

第3条 甲、乙及び丙は連携協力事項を推進する窓口をそれぞれに設置し、定期的に協議及び情報交換を行う。

（情報共有及び守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、連携協力事項の推進にあたり、法令の定める範囲において情報の共有化を図り、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面にて特段の申出のない場合は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定する。また、甲、乙及び丙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行う。

この協定締結の証として本書3通作成し、甲乙丙各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年8月26日

- 甲 大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市
上記代表者
市長 広瀬 慶輔
- 乙 大阪府枚方市車塚1丁目1番1号
輝きプラザきらら6階
枚方市立地域活性化支援センター内
北大阪商工会議所
上記代表者
会頭 久門 哲男
- 丙 大阪府枚方市岡東町14番36号
枚方信用金庫
上記代表者
理事長 吉野 敬昌